

京都市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月29日

京都市教育委員会  
委員長 藤原勝紀

#### 京都市教育委員会規則第8号

京都市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会表彰規則の一部を次のように改正する。

第1条中「以下教育」を「以下「教育」」に、「もの」を「者」に改める。

第2条見出し中「，教育長」を削り，同条各号列記以外の部分中「又は教育長」を「(教育長を含む。)」に、「一」を「いずれか」に改め，同条第1号中「もの」を「者」に改め，同条第2号中「認める」を「認められる」に、「もの」を「者」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「以下委員会」を「以下「委員会」」に、「及び委員会」を「並びに委員会」に、「，幼稚園(以下学校)」を「及び幼稚園(以下「学校」)」に、「教員及び」を「教員」に、「一」を「いずれか」に改め，同条第1号及び第2号中「もの」を「者」に改め，同条第3号を次のように改める。

(3) 満30年以上(学校医，学校歯科医及び学校薬剤師にあつては満20年以上)，委員会事務局(以下「事務局」という。)又は学校その他の教育機関に勤務した者。ただし，京都市優良職員等表彰規則第2条に規定する永年勤続表彰を受けた者及び他の職員との均衡を失する等不相当と認められる者を除く。

第3条第4号中「防止し」を「防止し，」に、「もの」を「者」に改め，同条第5号中「定める」を「掲げる」に、「認める」を「認められる」に、「あつたもの」を「あつた者」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め，同条第1号中「もの」を「者」に改め，同条第2号中「たかめ若しくは」を「高め，又は」に、「もの」を「者」に改め，同条第3号中「認める」を「認められる」に、「あつたもの」を「あつた者」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「公共の」を「公共的な事業を行う」に、「もので」を「者で」に、「一」を「いずれか」に改め，同条第1号中「もの」を「者」に，同条第2号中「定める」を「掲げる」に、「認める」を「認められる」に、「あつたもの」を「あつた者」に改める。

第6条中「但し」を「ただし」に改める。

第7条中「ものとし」を「ことができる。この場合において」に改める。

第8条中「但し」を「ただし」に改める。

第9条中「ものは、京都市公報に発表する」を「者は、公表することがある」に改める。

第10条第1項中「選考会という。）をおく」を「選考会」という。）を置く」に改める。

第11条第1項中「選考会に」を「選考会は」に、「おく」を「もって組織する」に改め、同条第2項中「あてる」を「充てる」に改め、同条第3項中「の各課長をもってあてる。但し、委員会は」を「及び教育機関の課等の長から会長が選任する。ただし、委員会が」に改め、同条第4項中「あてる」を「充てる」に改める。

第13条中「求め」を「求め、」に改める。

第14条の見出しを「(補則)」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)